路線名　近畿自動車道敦賀線

道路の区域	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
敦賀市高野八九号南姥ケ谷二番一から同市谷五七号北谷上二番二まで		最大	三六三	二七一
		前 最小	一〇	
		後 最大	三五五	
		最小	一二	

○国土交通省告示第十四百四十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道敦賀線	敦賀市谷五六号東山一番二から同市高野十二号バガ谷二番まで	平成二十二年十二月六日九時

○国土交通省告示第十四百四十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年十一月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第F－436号	仕切り電線貫通部（A60級）兼仕切り管貫通部（A60級）	Roxtec Sealing System	Roxtec International AB Box 540, 371 23 Karlskrona, Kingdom of Sweden

○国土交通省告示第十四百四十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年十一月十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5023号	自己点火灯（電池式）	興亜化工株式会社	東京都中央区東日本橋２丁目13番９号

○国土交通省告示第十四百四十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年十一月十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5025号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式）	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉１丁目１番34号

○国土交通省告示第十四百四十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年十一月十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5026号	小型船舶用救命浮輪	マリンポーチライト R型	アール・エフ・ディー・ジャパン株式会社　神奈川県横浜市中区新山下３丁目７番24号

○国土交通省告示第十四百四十六号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年十一月十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十二月六日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4168号	救命浮環	G－435型	高階救命器具株式会社	決議MSC．207(81)への適合確認
第4169号	〃	E－470型	〃	〃

○中部地方整備局告示第百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十二月六日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　岐阜都市計画道路事業三・三・十四号新所平島線

三　事業施行期間　自平成二十二年十二月六日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岐阜県羽島郡岐南町徳田三丁目、平成四丁目、平成五丁目、平成六丁目及び平成七丁目地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二百四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年十二月六日

近畿地方整備局長　上総　周平

第１	起業者の名称　奈良県
第２	事業の種類　一般国道168号改築工事（辻堂バイパス・奈良県五條市大塔町辻堂地内から同市大塔町堂平地内まで）及びこれに伴う附帯工事
第３	起業地
１	収用の部分　奈良県五條市大塔町辻堂及び堂平地内
２	使用の部分　奈良県五條市大塔町辻堂及び堂平地内
第４	事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、奈良県五條市大塔町宇井地内から同市大塔町小代地内までの延長4,118mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道168号改築工事（辻堂バイパス）及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道168号改築工事（辻堂バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。